

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 13 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私は、勤務する有限会社Aから平成 15 年 8 月 13 日に賞与（13 万円）の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されている。しかし、ねんきん定期便によると、賞与額は 1 万 3,000 円と誤って記載されているので、申立てに係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された申立人に係る平成 15 年の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（1 万 3,000 円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 2 月までの期間及び 62 年 8 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月まで

社会保険事務所（当時）に申立期間における国民年金保険料の納付記録について照会したところ、同期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付に関することについて、はっきりとは覚えていないが、A 市（現在は、B 市）において国民年金の加入手続をし、同市役所から保険料の請求が来ていたのでまとめて納付したにもかかわらず、当該期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国の記録によると、申立期間は未加入とされている上、B 市が保管している新規手帳記号番号交付簿でも申立人の氏名を確認することができないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、国民年金への加入手続を行った時期及び場所に関する記憶が明瞭では無く、国民年金の加入状況は不明確なものとなっている。

さらに、申立人は、「申立期間①及び②ともに、それぞれある程度まとめた金額を納付したことを覚えている。」と主張しているが、納付場所や納付金額に関する記憶は定かでは無く、納付時の状況に係る記憶も曖昧である。

加えて、申立人が所持している C 市発行の国民年金手帳の資格取得日は、

申立人がB市からC市への転入日である昭和63年3月23日と記載されているが、C市は、「当時は、C市への転入時に併せて国民年金の加入手続を行う場合、離職証明など厚生年金保険の資格喪失日が分かるものが無い時は、転入日をもって国民年金の資格取得日としていた。」と回答しており、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないため、C市において、申立期間の納付書が申立人に発行されることはなかったことが推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

申立期間について、領収書や預金通帳等、当時の納付状況を証明する証拠書類は手元に何も無く、具体的な当時の記憶も全く無いのであるが、国民年金の加入手続きを行い保険料を納付してくれていた父は私の学生時代に、「卒業から就職までの国民年金の加入は扶養者の義務なので、確実に保険料は納付している。」と言っている。

以上の理由から未納となっている期間の再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、市役所に手続きに行った覚えは無く、国民年金保険料の納付書が送付されて来たことも無いと述べている。

また、申立人の国民年金の加入手続きは、A市の国民年金被保険者名簿によると、平成17年5月23日に行われ、二十歳まで^{さかのぼ}って資格取得していることが確認できることから、その時点において申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、A市以外に住所変更は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年3月まで

私は、公的な税金や保険料を滞納したことは無い。60歳になってから5年の間、毎月、役場で国民年金保険料を納付したことをはっきりと覚えている。

60歳を過ぎて、1年半も遅れて国民年金の任意加入手続をした覚えはない。60歳になる前から、任意加入により継続して国民年金保険料を納めることができることを知っていたので、60歳になってすぐに任意加入の手続をしたはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月にA町役場(現在は、B市C支所)で任意加入の手続をしたとしているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻からも、申立期間についての申立人の任意加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な状況が確認できない。

また、B市の確認調書によると申立期間は任意の未加入期間であることが確認できる上、同市による資格状況照会の結果はオンライン記録と同一となっており、申立人が60歳に到達した平成5年*月*日に国民年金被保険者資格を喪失し、7年4月20日に任意加入で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が国民年金の未加入期間である申立期間において、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらず、ほかに国民年

金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで

私は、平成 6 年の会社設立以来、有限会社 A の代表取締役を勤めていたが、このたび社会保険事務所（当時）の調査で、私の標準報酬月額が、オンライン記録から、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったと確認できる 12 年 2 月 29 日の後に、さかのぼって引き下げられていたことを知った。同年 4 月ごろ、厚生年金保険料の滞納があったので社会保険事務所に出向いて相談したが、記録訂正は社会保険事務所の職員が行ったものと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の有限会社 A における申立期間の標準報酬月額については、当初、36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 12 年 2 月 29 日）の後の 12 年 4 月 18 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、有限会社 A の代表取締役であったことが同社に係る閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述から確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納について、「社会保険事務所から呼び出しがあり、常に自分が対応していた。」と供述していることから、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、オンライン記録から、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった「平成7年11月1日以来、一貫して社会保険関係の届出及び保険料納付について自ら行っていた。」と供述しているところ、平成12年4月に社会保険事務所に出向いて厚生年金保険料の滞納額の処理等について相談した際、「将来の年金が減るかも知れないと言われた。」と供述していることから判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の下げに同意していたものと考えられる。

加えて、有限会社Aに係る閉鎖登記簿謄本から、申立事業所が、申立人の標準報酬月額を引き下げる処理が行われた平成12年4月18日より後である平成13年6月11日に破産宣告を受けていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

山口厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年4月1日まで
② 昭和27年9月26日から28年3月1日まで

昭和24年3月に学校を卒業し、同年4月1日から28年2月末日までの期間において醤油製造の株式会社Aにおいて、正社員としてこうじを絞る仕事に従事していたにもかかわらず、同社の厚生年金保険の被保険者記録は25年4月1日から27年9月26日までの期間となっており、勤務期間と齟齬があるので、両申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に勤務していたと思われる同僚46人を抽出して調査したところ、回答のあった4人のうち、二人は申立人を覚えておらず、残る二人も申立人が勤務していたことは記憶にあるが、入社時期は不明としていることから、申立人が申立期間①において勤務していたことを確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人と同職種であり、申立人を記憶している前述の同僚らは「会社には11か月から1年ぐらいの試用期間があった。自分も試用期間の後に厚生年金保険に加入している。」と供述していることから判断すると、申立期間①当時、株式会社Aでは、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

一方、申立期間②について、申立期間①の同僚に加え、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に勤務していたと思われる同僚13人を抽出して調査したところ、回答のあった二人

とも申立人を覚えていないことから、申立人が申立期間②において勤務していたことを確認できる供述を得ることはできない。

また、株式会社Aは、「社屋移転のため両申立期間当時の資料が破棄されているので、申立人に係る資料を提供することができず、申立内容についても確認することができない。」と供述していることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 24 年 9 月 1 日から 28 年 1 月 26 日までの期間において、A 株式会社（現在は、B 株式会社）所有の C 丸に乗り組み、同僚の D 氏と底引き網漁に従事していた。

同僚の D 氏は船員手帳の雇入れ期間と同じ昭和 22 年 8 月 6 日から 26 年 10 月 30 日までの期間における船員保険の加入記録があるのに、私の船員保険の加入記録は 25 年 11 月 1 日から 28 年 1 月 26 日までの期間となっており、24 年 9 月 1 日から 25 年 11 月 1 日までの期間における船員保険の加入記録が無い。その間も C 丸に雇入れされていたのは船員手帳に記録されているので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について A 株式会社の C 丸に雇入れされていたことは、船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から確認できる。

しかしながら、船員保険事業所名簿によると、C 丸の事業主である A 株式会社が船員保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 25 年 11 月 1 日であり、申立期間当時は船員保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、複数の同僚の供述により、C 丸は同じく A 株式会社の E 丸と、それぞれ 12 人から 13 人の乗組員で底引き網漁に従事していたことが認められるところ、申立期間における A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人及び D 氏を含む 25 人が、A 株式会社が船員保険の適用事業

所に該当することとなった昭和 25 年 11 月 1 日に新規に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、D氏の昭和 22 年 8 月 6 日から 26 年 10 月 27 日までの期間における船員保険の加入記録は、A株式会社に係る船員保険の加入記録とは異なっている。

加えて、B株式会社に照会したが、「創業者はA株式会社と同一の者であるが、当社は陸上部門のみを取り扱っており、漁業関係の業務は早期に撤退したと聞いている。当時の漁業部門に関する資料は残っていないため、申立内容に基づく届出及び船員保険の保険料控除等について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 19 日から 41 年 4 月 1 日まで

私の夫の遺族共済年金の加入記録を見たら、A事業所の臨時職員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かった。A事業所に係る失業保険被保険者証及び在籍証明書から、私の夫が申立期間においてA事業所に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人に係る失業保険被保険者証及びA事業所が発行した在籍証明書並びにA事業所が保管する人事記録カード及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A事業所の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所索引簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 46 年 4 月 1 日であるところ、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時の給与計算担当者は既に亡くなっており、関連資料も無いことから申立内容について確認することはできないが、厚生年金保険の適用事業所に該当する前に給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と回答しているところ、申立期間当時、申立人と

同様に臨時職員としてA事業所に勤務し、昭和41年4月1日からA事業所職員に採用された同僚は、「臨時職員当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて詳細を記憶していないが、当時は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 18 日から 23 年 12 月 31 日まで
母は、社会保険事務所（当時）の記録によると、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和 20 年 4 月 17 日に喪失したこととなっているが、婚姻（昭和 23 年 9 月 * 日）した年の年末までの期間において、勤務先は明確ではないがB事業所（現在はC事業所）等において勤務していた記憶がある。A事業所に勤務中は、同級生であった友人とD駅近くに下宿していたので、当該友人に照会するなどして申立期間の勤務先を調査し、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注） 申立ては、病気療養中の申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、退職に伴って昭和 20 年 4 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できるが、当該名簿及び旧台帳のいずれにおいても申立人がA事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険に加入した記録を確認することはできない。

また、申立てにあったB事業所については、C事業所が保管している申立期間当時の勤務者に係る退職者名簿に申立人の氏名を確認することができない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 29 年 4 月 1 日において厚生

年金保険被保険者の資格を取得している者について調査するも、連絡先不明などにより、申立内容について確認できる供述を得ることができない。

さらに、A事業所の同僚は連絡先が不明である上、申立人の長男が申立人と下宿先が同一であったとする友人は、「申立人が当時、どこに勤務していたのか覚えていない。また、一緒に下宿していた期間についても覚えていない。」と供述しており、申立人の友人からも申立人の勤務先を確認することができる供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 25 日から 46 年 8 月 1 日まで
私は、社会保険事務所（当時）に A 事業所に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

申立期間当時は、B 市内の A 事業所において大工として働いていた。同事業所には従業員が数十人おり、社長の名前以外は覚えていないが、給与から社会保険料を控除されていた記憶があり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所において、厚生年金保険の被保険者記録のある申立人の同僚は、「申立人は申立人の父及び兄と共に A 事業所に勤務していたが、その期間は覚えていない。」と供述していることから、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人及び申立人の同僚は、A 事業所には従業員が数十人いたと述べているものの、事業所番号索引簿から A 事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 42 年 9 月 1 日において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険の被保険者数は 6 人である上、同日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 44 年 6 月 25 日までの期間において確認できる厚生年金保険の被保険者総数は 12 人であり、申立人と一緒に勤務していたと前述の同僚が供述している申立人の父及び兄の名前が A 事業所に係る厚生年

金保険被保険者原票に見当たらないことから判断すると、当時の事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、同僚は「A事業所はC国民健康保険組合に加入していた。」旨供述しているところ、C国民健康保険組合D支部は「厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった事業所に係る記録については保管していない。」と回答していることから、申立人の国民健康保険組合の加入状況等についても確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 608 (事案 483 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 14 日から 22 年 10 月 25 日まで
当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、当時の記憶を思い起こすなどしたが、当時は住所を転々としており、当初の申立てどおり、申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金を支給した旨の記載があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人の脱退手当金は昭和 23 年 1 月 12 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことを踏まえれば、申立期間の事業所を退職後、37 年 9 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当時は住所を転々としており、当初の申立てどおり脱退手当金を受給した記憶が無いとして再申立てをしているが、申立人が住所を転々としていたことを確認することができず、そのほかに委員会の当初の

決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。